

# 岩沼市議会政務活動費の交付に関する条例施行規則

平成31年3月18日

規則第6号

改正 令和3年5月14日規則第23号

(趣旨)

第1条 この規則は、岩沼市議会政務活動費の交付に関する条例(平成31年条例第8号。以下「条例」という。)第14条の規定に基づき、政務活動費の交付について必要な事項を定めるものとする。

(使途基準等)

第2条 条例別表に規定する政務活動に要する経費の内訳は、別表に掲げるとおりとする。

2 政務活動費の交付を受けようとする会派の代表者又は会派に所属しない議員(以下「代表者又は議員」という。)は、調査研究又は研修に係る政務活動(以下「調査研究等」という。)を行うときは、調査研究等計画書(様式第1号又は様式第1号の2)を議長に提出し、調査研究等を行ったときは、当該調査研究等の結果について、終了後30日以内又は条例第8条に規定する収支報告書(以下単に「収支報告書」という。)の提出の日までに調査研究等報告書(様式第2号又は様式第2号の2)を作成し、議長に提出しなければならない。

3 調査研究等に係る経費(交通費、宿泊費)は、議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例(平成20年条例第23号)の市議会議員の旅費の例による。

(交付申請)

第3条 条例第5条に規定する交付申請は、政務活動費交付申請書(様式第3号又は様式第3号の2)によるものとする。

(領収書等)

第4条 条例第8条第1号に規定する領収書は、宛名、発行者、領収日、支出内容、数量、単価等が記載されたものとする。

2 領収書を添付することができないときは、政務活動費をその経費に充当することはできないものとする。ただし、支出を証明することができるものとして、議長が別に認めただけのものに限り、これを領収書に代えることができるものとする。

3 前2項に規定するもののほか、領収書の取扱いは、別に定める。

(交付決定)

第5条 条例第6条に規定する交付決定又は変更は、政務活動費交付（変更）決定通知書（様式第4号。以下「交付（変更）決定通知書」という。）によるものとする。

(収支報告書の提出)

第6条 収支報告書の提出は、政務活動費収支報告書（様式第5号又は様式第5号の2）によるものとする。

2 議長は、収支報告書の提出があったときは、当該収支報告書の写しを市長に送付し、これをもって実績報告に代えるものとする。

3 代表者又は議員は、収支報告書の提出に当たっては、領収書等の写し等の証拠書類及び条例第12条に規定する会計帳簿（様式第6号）を添付しなければならない。

(交付請求等)

第7条 市長は、収支報告書により政務活動費の額を確定したときは、代表者又は議員に対し政務活動費交付確定通知書（様式第7号）により速やかに通知するものとする。

2 前項の規定による通知を受けた代表者又は議員は、当該通知に係る政務活動費の交付を受けようとするときは、交付確定の日から10日以内に、政務活動費交付請求書（様式第8号又は様式第8号の2）に、当該通知の写しを添えて市長に請求するものとする。

(委任)

第8条 この規則に定めるもののほか、政務活動費の交付に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、平成31年4月1日から施行する。

附 則（令和3年規則第23号）

この規則は、公布の日から施行する。

別表（第2条関係）

項目	政務活動に要する経費（内訳）
調査研究費	交通費、宿泊費、タクシー代及びレンタカー代（ただし、利用可能な公共交通機関がない、又は運行本数が少ない等合理的な理由がある場合に限る。）等
研修費	会場費、講師謝金等、参加費、資料代、交通費、宿泊費

資料購入費	図書費、資料購入費  (ただし、政務活動と関連の薄いもの(趣味や興味の範囲に属し娯楽性が高いもの、自己啓発的な意味合いのもの)その他調査研究に適さないもの、政党が発行するもの等を除く。)
-------	---

備考

- (1) 宿泊料(県外宿泊に限る。)については、1泊につき1万2,000円を限度とする実費とする。
- (2) 日当については交付の対象としない。
- (3) 調査研究等を行わなくなったとき又は経費を支出しなくなったときに発生する取消料、解約料、解約手数料、違約金その他契約解除に伴う一切の金銭は、交付の対象としない。

様式第1号（第2条関係）

年 月 日

岩沼市議会議長

殿

会派名

代表者名

調査研究等計画書

実施期日	年 月 日（ ）～ 年 月 日（ ）
参加者 氏名	
調査地等 及び 調査事項 等	(1) 調査地・研修場所（ ） 日時 年 月 日午前・午後 時 分～ 時 分 調査・研修内容
	(2) 調査地・研修場所（ ） 日時 年 月 日午前・午後 時 分～ 時 分 調査・研修内容
	(3) 調査地・研修場所（ ） 日時 年 月 日午前・午後 時 分～ 時 分 調査・研修内容
所要経費	

※ 調査・研修内容の内容が分かる書類（案内文書等）及び行程表を添付してください。

※ 相手方とのやり取り、切符・宿泊の手配は、会派が行ってください。

様式第1号の2（第2条関係）

年 月 日

岩沼市議会議長

殿

議員氏名

調査研究等計画書

実施期日	年 月 日（ ）～ 年 月 日（ ）
参加者 氏名	
調査地等 及び 調査事項 等	(1) 調査地・研修場所（ ） 日時 年 月 日午前・午後 時 分～ 時 分 調査・研修内容
	(2) 調査地・研修場所（ ） 日時 年 月 日午前・午後 時 分～ 時 分 調査・研修内容
	(3) 調査地・研修場所（ ） 日時 年 月 日午前・午後 時 分～ 時 分 調査・研修内容
所要経費	

※ 調査・研修内容の内容が分かる書類（案内文書等）及び行程表を添付してください。

※ 相手方とのやり取り、切符・宿泊の手配は、議員が行ってください。

様式第2号（第2条関係）

年 月 日

岩沼市議会議長

殿

会派名

代表者名

調査研究等報告書

実施期日	年 月 日（ ）～ 年 月 日（ ）
参加者 氏名	
調査地等 及び 調査事項 等	(1) 調査地・研修場所（ ） 日時 年 月 日午前・午後 時 分～ 時 分 調査・研修内容
	(2) 調査地・研修場所（ ） 日時 年 月 日午前・午後 時 分～ 時 分 調査・研修内容
	(3) 調査地・研修場所（ ） 日時 年 月 日午前・午後 時 分～ 時 分 調査・研修内容

※ 別途報告書を作成の上、添付してください。

※ 報告書には、報告者氏名、調査・研修目的、調査・研修内容及び効果・成果等を記載の上、その他調査・研修内容が分かる資料（視察時資料、研修資料等）を添付してください。

様式第2号の2（第2条関係）

年 月 日

岩沼市議会議長

殿

議員氏名

調 査 研 究 等 報 告 書

実施期日	年 月 日（ ）～ 年 月 日（ ）
参加者 氏 名	
調査地等 及 び 調査事項 等	(1) 調査地・研修場所（ ） 日時 年 月 日午前・午後 時 分～ 時 分 調査・研修内容
	(2) 調査地・研修場所（ ） 日時 年 月 日午前・午後 時 分～ 時 分 調査・研修内容
	(3) 調査地・研修場所（ ） 日時 年 月 日午前・午後 時 分～ 時 分 調査・研修内容

※ 別途報告書を作成の上、添付してください。

※ 報告書には、報告者氏名、調査・研修目的、調査・研修内容及び効果・成果等を記載の上、その他調査・研修内容が分かる資料（視察時資料、研修資料等）を添付してください。

様式第3号（第3条関係）

年 月 日

岩沼市長 殿  
（岩沼市議会議長 経由）

会派名

代表者氏名

政務活動費交付（変更）申請書

政務活動費の交付を受けたいので、岩沼市議会政務活動費の交付に関する条例  
施行規則第3条の規定により、下記とおり申請します。

記

1 交付（変更）申請額 円（ 年 月～ 年 月分）

※所属議員数 名（ 年 月 日現在）



様式第3号の2（第3条関係）

年 月 日

岩沼市長 殿  
（岩沼市議会議長 経由）

議員氏名

政務活動費交付（変更）申請書

政務活動費の交付を受けたいので、岩沼市議会政務活動費の交付に関する条例  
施行規則第3条の規定により、下記のとおり申請します。

記

1 交付（変更）申請額

円（ 年 月～ 年 月分）

様式第4号（第5条関係）

岩沼市指令 第 号  
年 月 日

殿

岩沼市長

印

政務活動費交付（変更）決定通知書

年 月 日付で申請のあった政務活動費の交付について、下記のとおり決定したので、岩沼市議会政務活動費の交付に関する条例施行規則第5条の規定により通知します。

記

- 1 年度交付決定額 \_\_\_\_\_ 円  
(既交付決定額 \_\_\_\_\_ 円)

様式第5号（第6条関係）

年 月 日

岩沼市議会議長 殿

会派名

代表者氏名

経理責任者氏名

政務活動費収支報告書

岩沼市議会政務活動費の交付に関する条例施行規則第6条の規定により、関係書類を添えて別紙のとおり\_\_\_\_\_年度政務活動費収支報告書（上半期・下半期）を提出します。

1 政務活動費交付決定額 \_\_\_\_\_円

2 政務活動費の対象となる経費の内訳（上半期・下半期）

科 目	金 額	備 考
調 査 研 究 費	円	
研 修 費	円	
資 料 購 入 費	円	
合 計	円	

注：備考欄には、主たる支出の内訳を記載する。

様式第5号の2（第6条関係）

年 月 日

岩沼市議会議長 殿

議員氏名

政務活動費収支報告書

岩沼市議会政務活動費の交付に関する条例施行規則第6条の規定により、関係書類を添えて別紙のとおり\_\_\_\_\_年度政務活動費収支報告書（上半期・下半期）を提出します。

1 政務活動費交付決定額 \_\_\_\_\_円

2 政務活動費の対象となる経費の内訳（上半期・下半期）

科 目	金 額	備 考
調 査 研 究 費	円	
研 修 費	円	
資 料 購 入 費	円	
合 計	円	

注：備考欄には、主たる支出の内訳を記載する。



様式第7号（第7条関係）

第 号  
年 月 日

殿

岩沼市長

印

政務活動費交付確定通知書

年 月 日付で交付（変更）決定した政務活動費の交付について、下記のとおり確定したので、岩沼市議会政務活動費の交付に関する条例施行規則第7条第1項の規定により通知します。

記

1 交付確定額（上半期・下半期） \_\_\_\_\_ 円

様式第8号(第7条関係)

年 月 日

岩沼市長 殿

(岩沼市議会議長 経由)

会派名

代表者氏名

印

政務活動費交付請求書

岩沼市議会政務活動費の交付に関する条例施行規則第7条の規定により、下記のとおり政務活動費を請求します。

記

1 請求金額(上半期・下半期) \_\_\_\_\_ 円

ただし、年 月 日付け(岩沼市指令 第 号)交付(変更)決定分

2 振込口座

振込先	銀行・農協 労金・ほか		本店 支店					
預金種別	普・当	口座番号						
名義								

※ 政務活動費交付(変更)決定通知書の写しを添付すること。

様式第8号の2(第7条関係)

年 月 日

岩沼市長 殿

(岩沼市議会議長 経由)

議員氏名 ⑩

政務活動費交付請求書

岩沼市議会政務活動費の交付に関する条例施行規則第7条の規定により、下記のとおり政務活動費を請求します。

記

1 請求金額(上半期・下半期) \_\_\_\_\_ 円

ただし、年 月 日付け(岩沼市指令 第 号)交付(変更)決定分

2 振込口座

振込先	銀行・農協 労金・ほか		本店 支店						
預金種別	普・当	口座番号							
名義									

※ 政務活動費交付(変更)決定通知書の写しを添付すること。



様式第1号（第2条関係）

（令3規則23・一部改正）

様式第1号の2（第2条関係）

（令3規則23・一部改正）

様式第2号（第2条関係）

（令3規則23・一部改正）

様式第2号の2（第2条関係）

（令3規則23・一部改正）

様式第3号（第3条関係）

（令3規則23・一部改正）

様式第3号の2（第3条関係）

（令3規則23・一部改正）

様式第4号（第5条関係）

様式第5号（第6条関係）

（令3規則23・一部改正）

様式第5号の2（第6条関係）

（令3規則23・一部改正）

様式第6号（第6条関係）

様式第7号（第7条関係）

様式第8号（第7条関係）

様式第8号の2（第7条関係）